

新型コロナウイルスの発生に関する注意喚起（その53）

令和3年6月25日
在シンガポール日本大使館

1. 6月24日、シンガポール保健省（MOH）は、ワクチン接種プログラム進捗状況の更新等を概要以下の通り公表しました。詳細は保健省（MOH）HPを確認ください。

保健省（MOH）HP

https://www.moh.gov.sg/news-highlights/details/updates-on-covid-19-national-vaccination-programme_24Jun2021

（1）ワクチン接種プログラムはこれまで順調に進んでいます。6月23日現在、500万回を超えるワクチン接種を実施しました。約300万人が少なくとも1回目の接種を受けています。そのうち約200万人が2回目の接種を受け、ワクチンの接種を完了しています。

（2）全体として接種率は良好です。現在までに、60歳以上の高齢者の約75%、45～59歳の77%、40～44歳の70%が新型コロナウイルス・ワクチンの接種を完了したか、または、接種の予約をしています。12～39歳のシンガポール市民の39%も接種を完了したか、予約をしています。

【予防接種プログラムの加速】

（3）2021年6月26日から、ワクチン供給の前倒しに伴い接種プログラムを加速させます。加速プログラムの下では、現在の47,000回、2021年5月時点の約40,000回から、一日あたり最大80,000回の接種ができるようになります。今後、7月中旬までの間に、さらに50万人分の初回接種の予約を追加し、その後の数週間でさらに枠を増やす予定です。

（4）2021年6月10日より、12歳から39歳までのシンガポール国民を対象とした接種プログラムが開始されており、予約登録をした国民には2週間の優先接種期間が設けられました。この優先期間について、2021年7月1日まで1週間延長します。これは予約登録する方が近日中に開放される追加接種予約枠か

ら接種枠を予約し早めの接種を受けられるようにするためです。2021年7月1日までに登録を済ませておけば、優先的に接種枠を予約することができますので、まだ登録を済ませていない方はぜひご登録ください。

(5)すでに初回接種の予約をしている方で、予約が2021年7月中旬から下旬の方もご自身や大切な方をより守るためにその予約を前倒しすることをお願いします。ワクチン接種の登録を済ませた対象の方でまだ予約リンクを受け取っていない方には、来週中に個人用の予約リンクをSMSでお送りします。

(6)2021年7月2日からは、シンガポールに居住する12歳から39歳までの全てのシンガポール永住権保持者（PR）や長期滞在パス保持者（long-term pass holders）へ接種プログラムを拡大する予定です。対象者は予防接種の希望を登録することができ、2021年7月2日から順次、登録した携帯電話番号にSMSで個人用の予約リンクが送信され接種予約ができるようになります。

(7)計画通りに供給が続けば、7月のいつかの時点で多くの住民が初回接種を受けたこととなり、できるだけ多くの人を保護するという目的を達成することができます。また、現在6~8週間となっている接種間隔を4週間に短縮する方向で検討します。これにより、より多くの人々が2回の接種を完了し、より早く、かつ最大限に人々を保護することができるようになります。詳細については、準備が整い次第お知らせします。

【コミュニティを安全に保つ】

(8)ワクチン接種はシンガポールの安全な再開に向けた重要な手段であり、私たちが一丸となり高い接種率を達成することで初めて発揮されます。皆さまには、[vaccine.gov.sg](https://www.vaccine.gov.sg) (<https://www.vaccine.gov.sg/>)を通じてワクチン接種の希望を登録・予約し、接種を受けられることをお勧めいたします。

2. シンガポール保健省（MOH）は、シンガポール国内における感染者数及び予防接種状況等関連情報を以下の保健省HPで公表しています。

（保健省HP）<https://www.moh.gov.sg/covid-19>

3. 8月1日から、日本国内に住民票を有しない海外在留邦人等の皆様の中で、在留先での新型コロナウイルスのワクチン接種に懸念等を有し、日本に一時帰

国してワクチン接種を行うことを希望する方々を対象に、成田空港及び羽田空港においてワクチン接種事業を実施予定です。詳細につきましては、次の外務省海外安全ホームページを御確認ください。

(海外安全HP)

<https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/vaccine.html>

4. 日本人の方も含め、日本に来航する際にはシンガポール出国前 72 時間以内の検査証明の提出が必要です。検査証明書をお持ちでない場合、検疫法に基づき上陸できません。

また、空港の制限エリア内において、ビデオ通話及び位置確認アプリのインストール並びに誓約書に記載された連絡先の確認が行われます。詳細は次の URL をご参照ください。

https://www.sg.emb-japan.go.jp/itpr_ja/keneki_0108.html

5. 航空会社各社は、新型コロナウイルスの発生により、路線の減便等の措置を実施しています。詳細は各社HPを確認下さい。

(日本航空HP)

<https://www.jal.co.jp/jp/ja/info/2020/other/flysafe/flights-service/#inter>

(全日空HP)

<https://www.anahd.co.jp/ja/jp/topics/notice200206/#2>

(シンガポール航空・シルクエアーHP)

[Singapore Airlines and SilkAir Flight Schedules - April to June 2021](#)

(シンガポール・エアライングループにおけるチャンギ空港におけるトランジット対象地域も同HPを御参照下さい。)

6. 外務省は、新型コロナウイルスの発生に関し、海外安全HPにて関連情報

を掲載しています。渡航にあたっては、同ホームページ等にて最新情報の入手
を行って下さい。

(海外安全HP)

[外務省 海外安全ホームページ \(mofa.go.jp\)](https://www.mofa.go.jp/)

6. 外務省海外安全ホームページ，厚生労働省ホームページ，シンガポール保健省ホームページなどの最新情報を収集し引き続き感染予防に努めて下さい。

●首相官邸ホームページ

<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>

●外務省海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

●法務省ホームページ

<http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/20200131comment.html>

●厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

●厚生労働省検疫所ホームページ

<https://www.forth.go.jp/news/20200129.html>

●シンガポール保健省 (MOHホームページ)

<https://www.moh.gov.sg/>

(参考) シンガポール政府は WhatsApp の専用チャンネルを設け情報を提供しています。(チャンネル登録 : <https://go.gov.sg/whatsapp>)